

## 虐待対応における保護者支援を考える（2）

はじめに

（危機）介入から始まった虐待対応が「支援」に移行することで、「保護者支援の本来的な課題がすりかえられたり、そもそも介入的な判断から開始された作業の意義がきちんと評価されないまま、支援名目の関係性だけが一人歩きしてしまったりするなどの問題が浮かび上がることとなってきた（2013 山本）」という指摘がある。

この指摘を真摯に受け止めるなかで、少なくとも言えることは、子ども虐待のソーシャルワークにおいて、子どもの安全を前提としない「保護者支援」は成立しない、ということである。また、「保護者支援」という枠組みが子どもの安全から焦点が外れるのであれば、たとえ、どれだけ優れた「プログラム」があったとしても、もはやそれは「保護者支援」とはいえない。ここで言う「保護者支援の本来的な課題」とは「子どもの安全の追及」であることに他ならない。

### 1 子どもの安全に焦点を当て続けることの難しさとその理由

しかし、子どもの安全から焦点をずらさないということは、子ども虐待の実務に携わる立場からしても、それほど簡単なことではない。

これらの難しさの背景、そして、その難しさからくる前述の混乱の理由として、児童相談所に二つの矛盾しがちな役割が担わされているということがあるのではないか。

ひとつは、子どもの命と安全・安心を守るための危機介入としての役割である。（48 時間以内の目視による安全確認、職権一時保護、立ち入り調査、臨検捜索、28 条申立て、親権停止、親権喪失等）そしてもうひとつは 家族が再び安心して暮らせるための支援（「児童虐待の防止等に関する法律」第 11 条「児童虐待を行った保護者に対する指導」として「・・・指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭環境で生活するために必要な配慮のもとに適切に行われなければならない。」）である。

立ち入り調査、臨検捜索、職権一時保護などの危機介入の強力な権限と、その後の「支援」のほとんどすべてを児童相談所が行わなければならない、司法的な関与は児童福祉法第 28 条のような限られたケースでしかないということがあつた。したがって、司法的なコントロール下において福祉的な支援が行われるということはほとんどないというのが実情である。

先述の「介入的な判断から開始された作業の意義がきちんと評価されないまま、支援名目の関係性だけが一人歩きしてしまったりする」のは、子ども虐待

対応の時間軸の中で、ここに示した二つの矛盾しがちな役割が、危機介入から「支援」に、根拠も乏しくいつしか変わってしまう場面である。その結果、子どもの安全に焦点を合わせていたはずが、「保護者支援の本来的な課題」を見失った「支援」のなかで、子どもの安全のテーマがあいまいになってしまうのである。

危機介入が「支援」にすり替わってしまう、その理由はいくつか思い当たる。たとえば、次のことである。

(1) 危機介入に伴う虐待の告知は、児童福祉司にとっては相当ストレスフルなものであり、知らず知らずにストレスを低減するような方向にベクトルが向いてしまう。常に、保護者に安全を問いかけていくことは容易ではなく、それを実現する実践モデルの確立もいまだ途上である。

(2) 長い関係性のなかで親を「信頼したい」という思いが生じてしまう。相談関係は時に冷静なリスクアセスメントを阻害してしまうことがある。

(3) ストレングス・ベースド・アプローチの表層的な理解から、安全がないがしろになる。本来のストレングス・ベースド・アプローチが安全を軽んじることはない。

(4) 児童福祉司は、泣き声通告や警察からの DV に関わる心理的虐待の通告の安全確認に忙殺されており、丁寧な対応をしたくてもできない現実がある。

(5) そして、「支援的」「介入的」といっても、多くの場合は児童福祉司が、二つの役割を担わざるを得ない。頭では理解しても、実務的に線をなかなか引けないということが生まれる。職場の中で、役割分担をする場合もあろうがそれであっても、同一の機関である。小さな児童相談所であれば、そのことすら困難である。その他にも、理由はあるだろう。

## 2 子どもの安全から焦点をはずさないために

「保護者支援の本来的な課題」とは「子どもの安全の追及」であることはすでに述べた。であるなら、ケースの介入の始まりから、終結まで常にそのことから目を離してはならないのであり、それを実現する実践モデルを持たなければならない。

残念ながら、これをすればすべてがうまくいくという方法はないし、業務に忙殺される中で、効率の良い方法もなかなか見つからない。もつとも、これで大丈夫と思った瞬間から、子どもの安全は危ぶまれるわけであって、実践家は常に子どもの安全とそれを実現する方法を考え続けなければならない。

この家族が直面している状況を考えるとき...

私たちが心配していることは何？ What are we Worried About?	うまくいっていることは何？ What's Working Well?	起きる必要があることは何？ What Needs to Happen?

0から10のうち、10は子どもたちの安全が十分として児童相談所が終結する。0は状況は非常に悪く、子どもたちは家にいることができないとした時、いくつと私たちは判断するか。(人によって判断が分かれる場合は、違う人の数字も線上に記す)



本調査研究の中で報告されているが、全国の児童相談所の中でサインズ・オブ・セイフティー・アプローチ(以下、サインズ)を四分の一が取り入れているという調査結果がある。これは、上記の実践モデルの構築に対するひとつの期待とも思われる。

しかし、一方で児童相談所の現場ではサインズをどのように導入しているのだろうか。サインズが紹介する様々なツールは日々の虐待対応で役に立つものが多い。しかし、その使われ方によってはサインズが目指している方向とは異なる道に迷い込むこともある。図はサインズで行われる「マッピング」のための「スリーコラム」というツールでありすでに多くの児童相談所で活用されている。

しかし、スリーコラムを整理すれば、子どもの安全がマニュアルのごとく生み出されるということは決してない。対話によって、家族と支援者がこれに示されたことの一つ一つを丁寧に、そして、慎重に進めていくことが求められる。家族のストレングスに注目しながら、子どもの安全には一切妥協のない、質の高い対話がなされなければならない。そして、支援者は家族に、しつこいほどに質問を重ね、虐待に対する「例外」を家族と協働して探求し、問題解決の糸口としていくのである。

サインズのマッピングは、家族と子どもの虐待をめぐって率直な対話がなされ、子どもの安全を構築することの話し合いができるような枠組み、考え方のガイドとなるようにデザインされている。しかし、これを実効あるものとするのは、やはり、支援者と家族の対話であり、そこから生まれる関係性であることは言うまでもない。

私の理解の範囲で、子どもの安全から目をそらさず、家族と対話を率直に話し合い進めていくためのポイントを、スリーコラムをガイドにして考えてみたい。

- (1) まずは、児童相談所が関わった理由、子どもに何が起きたのかを、家族と児童相談所が率直に、つぶさに共有することである。そして、その共有は

危機介入からなるべく早い時期に行われることが必要である。サインズは、保護者が落ち着いた場面での家族再統合のスキルと考えられることがあるが、正確な理解ではない。(ハーム・ステイトメント)

- (2) そして、その問題が解消されないとき、子どもの将来にどんな影響を及ぼすことになるのか、その心配を明確に示し、家族と共有することである。そのためには、家族との共同作業の中で、文章に起こして共有していくことが大切になる。専門職の言葉ではなく、家族と共有できる言葉で、子どものおかれている状態を言い当てるものでなければならない。この点が、あいまいになってしまうとそもそも何のための対話なのかがわからなくなってしまう。さらに、この部分は家族の専門性と児童相談所の専門性を動員したリスクアセスメントになっている。専門職がチェックリストを使ってアセスメントするものとは異なり、虐待はどんなきっかけによって発生し、どのように維持されてきたのかなどを家族とつぶさに検討し、虐待の仕組みについての共通理解を積み上げていく。(デンジャー・ステイトメント)
- (3) そして、児童相談所は、これらの子どもに関わる心配がどんな状態(子どもの安全・安心が守られている状態像)になることを家族に求めているのか、明確に示すことが必要である。これまで児童相談所は家族の問題の指摘はしても、それがどうなればよいかの子どもの状態像、問題の解決像までを示し、家族と共有することは少なかったのではないか。(児童相談所の示すセイフティーゴール・ステイトメント)
- (4) その上で、家族に児童相談所が示した子どもの状態像を踏まえて、家族の目標(ゴール)を示してもらおう。家族が家族自身の未来の状態像を豊かに語ることで、家族がセイフティー・ゴールをイメージする助けになる。(家族が示すゴール)
- (5) 児童相談所は子どもの安全に関して絶対譲れないラインを示し、家族と目標を共有する。ここで、子どもの安全のゴールが共有される。これによって、家族と児童相談所が、どこに向かって歩いていけばよいのかが明確に共有される。ゴールが見えなければ、どこに向かって歩み出せばよいのかわからない。(ボトムライン)
- (6) そして、この目標を実現するための安全計画を家族自身に立ててもらおう。計画の立案は家族自身が行うのである。従来、児童相談所が家庭訪問や通所の計画を立てたり、時にペアレント・トレーニングを課すことなどを引き取りの条件としたが、それとは大きく異なる。さらに、安全計画は児童相談所等を十分に納得させるものでなければならない。子どもの安全に妥協はしない。(セイフティー・プラン)

- (7)安全計画の実現は家族だけで行われるのではなく、家族は子どもの安全を守るためのインフォーマル・ネットワークを、親族、知人、友人などあらゆる人たちと構築することが求められる。公的機関のネットワークには自ずと限界があり、インフォーマルなネットワークを構築することが永続的な安全を構築することにつながっていくのである。(セイフティー・ネットワークの構築)
- (8)更に、安全計画の中心に常に子どもがいて、子どもは安全計画作りに参画していなければならない。今何が起きているのか、なぜ、保護所にいるのか、なぜ施設に行くのか、家に戻ったときに何が心配されるのか、誰に頼ればよいのか、自分の意見はどのように反映されるのかといったことを子ども自身がわからないまま、支援方針が大人だけで決められていくことがないようにしなければならない。(ワーズ&ピクチャーズ等による子どもの参画)
- (9)安全計画は子どもの安全を確実に守るルールとガイドラインによって構成される。また、安全計画の確実な履行がなされているか否かの立証責任は家族にあり、家族が児童相談所等にいかん安全計画が履行され、子どもの安全が守られているのかを示さなければならないのである。(安全計画の履行と安全の立証責任)
- (10) 児童相談所のかかわりの終結は、実際に子どもの安全が一定期間守られ続けたことが確認され、インフォーマルなネットワークに子どもの安全の担保を委ねることができるときである。(終結の理由とそれにいたるプロセス)

ここに示したことは、これまでの児童相談所の実践を振り返ってみても、簡単なことではない。だからこそ、対話の中で家族のストレングスを引き出し、この困難な作業をやりぬく関係性が何より大切なのは言うまでもない。

特に、(6)の安全計画を作るのは家族であるということ (7)の子どもの安全をめぐるインフォーマルなネットワークを家族自身が構築しなければいけないという点。これまでは虐待の事実を親族に知らせることすら拒否することが多かったことを考えれば、大きな課題である。(9)の安全計画の確かな履行は、家族が立証しなければならないということなどは、いずれも従来の児相の実践とは質的に相違する。確かに簡単なことではないが、サインズのマッピングを経て、安全プランを作ることを依頼した多くの家族が、子どもの安全について一生懸命考え、文章にして私たちに示してくれた経験をしている。安全のサインは家族の中にあるのである。

上記の(1)～(10)はサインズ・オブ・セイフティー・アプローチのすべてを言い当てているわけではないと思う。しかし、ここに示したことを意識して組

織的に進めている児童相談所はそれほど多くはないのではないかと思う。おそらく、サインズ・オブ・セイフティー・アプローチを四分の一の児童相談所が取り入れているという本研究の調査結果は、そのスキルを部分的に取り入れている、あるいは、個人的に導入しているというレベルにとどまっていると推察される。

しかし、部分的な導入では子どもの安全に焦点をあて続けているということにはならない。時に「介入的な判断から開始された作業の意義がきちんと評価されないまま、支援名目の関係性だけが一人歩きしてしまったりする」ということにもなりかねないのである。安全に焦点を当てた、ではなく、介入の最初から終結まで子どもの安全に焦点を合わせ続けるということが、今求められているのである。

子ども虐待対応の中での保護者支援とは「子どもの安全を守るという目的に向かって、家族が主体者となり続けることを支援すること」であり、虐待のない生活という選択肢を家族に示し、ともに考え続けることではないかと思う。非常に、難しい実践である。しかし、この困難な作業を家族とやりきらなければ子どもの安全、家族の求める未来には近づいていかないのである。

### 3 子どもの安全と保護者支援プログラム

以上述べたように、本論で紹介している様々な保護者支援プログラムは子どもの安全・安心の構築という土台の上に成り立つものである。そして、様々な支援プログラムそのものは、子どもの安全・安心に密接に関わるものであるが、それぞれのプログラムの目的、目標に近づくこと、達成が、安全・安心の構築と同じではない。したがって、何らかのプログラムを実施したことで安全が確保できるわけではない。

では、支援プログラムとは何であろうか。

子ども虐待における保護者支援とは「子どもの安全を守るという目的に向かって、家族が主体者となり続けることを支援すること」、そして、そのために家族が考えていく枠組みを提供することで、家族の〈これからのあり方〉についての選択肢を増やし、対話によって構築された目標に向かって、家族と協働することである、と私は思っている。「保護者支援プログラム」とは、そのプロセスの中で、その動機を高めたり、それを推進するエネルギーとなったり、更に、様々な視点で親子関係を捉えなおすきっかけであったり、より良い関係を構築することなどを進めるために、家族自身が選択していくものではないだろうか。いわば、「安全の質」を高め、より良い家族を実現していくための方法論であり、メニューであると考えている。

「保護者支援プログラム」とは、子どもの安全という土台の上に、家族と支

援者が対話を進め、そのことによって築かれた協働関係を支えとしながら、家族自身が選択し、積み上げていくものであると思う。

#### 引用文献

(1)「児童虐待相談における初期調査と子どもからの事情聴取の専門性、およびそれらの基礎となる子どもの安全を軸とした介入的ソーシャルワークのあり方についての調査研究」 主任研究者 山本恒雄 平成 25 年 3 月 財団法人 こども未来財団

#### 参考文献

- (1) 菱川愛「講座 サインズ・オブ・セーフティー・アプローチ [1] ～ [4]」『ソーシャルワーク研究』vol. 39, No.1～No.4, 相川書房 2013
- (2) サインズ・オブ・セーフティー概論 The Signs of Safety Acomprehensive Briefing Paper Andrew Turnell 2010 菱川愛 訳
- (3) 井上 直美 井上 薫(2010)「子ども虐待防止のための家族支援ガイド SoSA 入門」 金剛出版
- (4) Turnell Andrew and Susie Essex(2006)WORKING WITH 'DEFINE'CHILD ABUSE:The Resolution Approach, 1ST edition, Open University Press UK Limmited. 井上 薫、井上 直美 監訳, 2008「児童虐待を認めない親への対応 リゾリューションズ・アプローチによる家族の再統合」明石書店
- (5) Turnell Andrew and Edwards Steve(1999)A solution and Safety oriented Approach to Child Protection Casework。=2004。白木孝二・井上薫・井上直美監訳「安全のサインを求めて 子ども虐待防止のためのサインズ・オブ・セーフティー・アプローチ」 金剛出版

## プログラム活用の道筋と体制づくり

### 1. 家族支援の体制の中で

児童相談所で保護者支援プログラムを実施してゆく上では、児童相談所の業務の中にプログラムを取り入れてゆくというステップがある。プログラムを取り入れてゆくのに際して、何か「土台」のようなものが出来ていると、その上で実施できることを検討するということになって、自然にプログラムが取り入れられやすい。その「土台」とは、あるいは全国で約 2 割の児童相談所が設置している「家族支援チーム」もしくは「家族支援担当」のような役割をしている職員の取り組みであり、もしくは担当のケースワークの流れがシステムとして確立されている場合もある。

家族支援の全体像として、例えば担当の児童福祉司とか、担当の相談員、児童心理司の他に、第 3 のポジションとして親子支援チームによるチーム・アプローチで、家族支援をしていく。保護者に対しては、応援するポジションが別であり、そこと一緒に取り組むことになると、児相職員との間で対立的な関係が生まれていても、歩み寄れるようになることもある。

「家族支援プログラム」に関して、標準的なモデルが設定されていて、その中に入れる形で CSP などを組み込むことも有効である。また、家族支援チームの機能が明確に備わっていれば、何か良いものがあれば、取り入れてみようということになる。このような状況があれば、そうでない場合に比べて、プログラムの取り入れは容易となろう。

本ハンドブックで言う「プログラムの実施」というのは、以上のような流れの中で行われる必要があるということが出来る。

「支援チーム」の構成は児童相談所によって様々である。たとえば、県内の児童相談所で親子支援チームがそれぞれの所に、児童福祉司と児童心理司という 2 名で配置され、家族支援に関する業務を専属で行い、地域性や、ケースの数は異なっても大体基本的には同じような取り組みをしているというという場合がある。また、一人の児童福祉司が自身の担当を持つ一方で、担当でないケースに関して親子支援チームの構成メンバーとして機能すると言った仕組みを作っている場合もある

家族支援チームの有無にかかわらず、プログラムが導入されるのは、ケースワークの流れの中であると言えることが出来る。大きな長期的な方針を、家族支援チームとの協働なども含めて、全体的にコーディネートしていくのは主担当である児童福祉司ということになる。ケースワーキングの流れが明確ならば、そこに何を組み入れてゆくかという主担当の判断も、そうでない場合に比べて



容易になる。

家族支援チームのような基盤があまりないところでプログラムを始めるとい  
う場合もある。簡単なところから取り入れて、どうだったかを、周りの職員と  
話し合ってみることが有効である。エッセンスを伝えるようなところからでも  
始めて見るとよいだろう。

## 2. ゴールが明確なプランニングとアセスメントの大切さ

問題を明確にし、プランニングのゴールを定めてゆく。ゴールとは、子ども  
の安全・安心な生活を実現するとともに子どものパーマネンシーを保障する形  
態のことであるが、見通しが変わることも無論ある。プランの中には、面接何  
回、面会何回等が書いてあるだけのものも見られるが、援助の方向性やそのた  
めの手法など、十分に記載されたものでなければならない。ヒストリーをただ  
羅列するだけでいると、ストーリーが本来の筋道からずれてゆく可能性が強  
くなり、アセスメントが困難となる。目指すものと現状の差からして、何が  
必要かというプランニングを行うのが本来の姿である。

プランニングにおいては、見通しが描けているかが問題である。プログラム  
が使われる過程で、どんな目的でどのようにプログラムを活用するかを保護者  
に伝えてゆけるかどうかは、ゴールの明確なプランニングの中で可能となる。

ロードマップが描かれ、見通しが立てられ、ゴールが定められる。数年後を  
見越したケースワークはプログラムを入れてゆく基盤である。流れに合った特  
徴を持つプログラムが組み込まれてゆく必要がある。

## 3. プログラムが組み込まれてゆく道筋

家族支援チームの有無にかかわらず、ケースワークの流れや家族支援の流れ  
のなかでは、当然アセスメントが必要な時点で行われているわけであり、個々  
のプログラムを組み合わせてゆくうえでは、保護者がプログラムを受けるのに  
適した状態かを判断の上で実施するということになる。

流れの中で、個々のプログラムを組み合わせてゆく場合は、相手に合わせて、  
どうやっていくかを見極めるのが重要である。個々のプログラムに保護者がう  
まく乗れないような印象が有った場合、保護者を否定的に見るのではなくて、  
プログラムが合うか合わないかという点をきちんとアセスメントできていない  
ことが問題になる。

アセスメントが出来ていると、これに役立つプログラムを選択することが出  
来る。逆に、アセスメントできていないと、プログラムの活用上問題が生じる  
こととなる。

#### 4. 保護者支援プログラム実施の評価

保護者支援プログラムの実施はケースワークの流れの中であるということが共通事項であるから、その効果がどうであったかは、当然ケースワークの流れの中で、見てゆくことになる。プログラムの中には、むろん数値化した指標で評価するものもあり、その場合効果が数字で表れるが、それでも、ケースワークの中で、プログラムを実施してどうだったかを、同時に見てゆくことになる。児童相談所のケースには、仕組みとして、担当者や家族支援担当が存在するわけだから、親にとって、プログラムを実施してどうだったかは、担当者や、共に取り組んでいる家族支援チームなどが把握していることになる。

プログラムの評価として効果判定を行ってゆくことが重要である。それは、アセスメントにおいても参考にされる。プログラムによってはそれに合った評価法が設定されている場合がある。たとえばPCIT はECBIによって評価され、親指標も取られる。トリプルPは、SDQをはじめとしたいくつかの尺度によって評価される。AF-CBT 及びTF-CBT は対応した評価法が定められているほか、毎回チェックインで状況把握を行う。

プログラムによっては、決まった評価尺度を求めているものもある。CRC、MyTree、CSP は現場の感覚で判断され、クライアント個人の自己申告による評価も活用されている。

プログラムには、二通りの面がある。すなわちコミュニケーションの道具として、知っていて便利であるものと治療構造のあるものとの二通りである。後者の特徴の強いプログラムには、客観的に評価するための尺度があることが多い。

#### 5. プログラム終了後の支援

プログラム実施後の親の状況をフォローしてゆくに当たっては、児童相談所内は主担当児童福祉司が見て行くので、家族支援担当や、プログラムの実施者は、その効果をフォローしたい場合、担当児童福祉司と経過を共有する。転出等で該当児童相談所ケースでなくなる場合は、転出先児童相談所や関係者などとともにケース会議を開催するなどして、支援を繋げてゆく。

プログラム終了後の支援は、プログラムを自分のものとして定着させてゆくプロセスである。フォローというと、単なる見守りの意味にとられることもあるが、そうではなくて、プログラムを生活の中で実践できているかどうかを見ることが重要である。

## 6. 組織的な運用

プログラムを組織的に活用することによって、児童相談所の中での取り組みの継続性が保てる。組織的活用にあたっては、プログラムが運用されて行く母体となる仕組みを作ることが肝要となる。家族支援チームが組織として設置されている場合も含む。特定の職員だからできる、といったものでなく仕組みとして取り組んでゆける方向性を作る必要がある。

これが仕組みとして動いている場合、新任の職員に最初の研修で伝えている自治体もある。このような場合には組織として家族支援チームが定着している状況が見られる。家族支援チームは、組織の中で位置づけられないと続かない。熱心な職員に頼ったものであると、その人がいなくなったときに動かなくなる。保護者支援プログラムの取組が組織として位置づけられているところでは、続いている。そのための取組が必要である。

## コラム:

### 児童虐待における、支援者—保護者間の関係性形成と プログラムの個別化について

ギリシャ神話に「プロクルステスのベッド」という逸話がある。プロクルステスという悪人が、旅人に「我が家には、どんな人にもぴったりと合うベッドが用意してある。泊まっていかないか」と声をかけ、自宅に連れ込み、歓待した後、ベッドに案内した。そこには1台のベッドがあるのみ。そこで彼がしたことは、ベッドからはみ出す人は、足を切り、背丈が足りない人は引きちぎる、という残虐極まりないことであったという。

この逸話は、現代において、様々なことに例えられて使われる。たとえば、福祉において、相手が求めていることを、支援者側が用意する型にむりやりにあてはめようとする、その危惧について語る時に引用されることもある。実は、本ハンドブックにも同様の落とし穴がある。

その落とし穴とは、①プログラムとは、個々のケースに合わせてそのケースに最も合った形で実施されねばならないということ ②プログラムは支援者—保護者間の関係性が構築されていることを常に意識しなければならない（ただしそれは、導入前に既に関係が出来ていることが前提とされる場合もあれば、プログラムが進む中で、プログラムへの確かな手応えを感じ、参加意欲が高まる中で自然と関係ができてくることもある）という2点である。

現在、虐待の家族支援プログラムとして、各地で様々なプログラムが実施されている。各プログラムは、虐待の再発予防を目的として行われるのであるが、ここで肝に銘じておかねばならないのは、全てのプログラムは、参加者との良好な関係を築いた上で、実施されなければならない、という原則である。ただ実際には、プログラムが進んでいく中で、関係ができていく場合ももちろんある。また、関係性形成自体もプログラムの目的として

組み込まれているものもある。いずれにしても、プログラムとは、支援者と保護者との関係性がその中核にあってはじめてうまく機能するものなのである。

ここにおける関係性とは、支援者と支援を受ける側の間で育まれた情緒的結びつきのことをいう。

なぜここで、あえて関係形成について論じるのか。それは、児童相談所という場所が、福祉機関として、特殊な機能を持つことに由来する。現在の児童相談所は、法に基づき、子どもとその家族に対して様々な権限を持ち、そのこと自体が、支援者と保護者の間のパワーの差を生み出している。これは、ケースワークとして、子供の安全を確保するという意味において、やむをえない部分はもちろんあるし、権限を行使することにより、保護者側に、自らの行為について気づきや反省が生まれることもあるので一概に良し悪しの判断はできない。しかし、気をつけなくてはならないのは、法的介入が、保護者と支援者の関係形成を阻害し、そのことにより、保護者が支援者に対して反感を感じ、本来プログラムが持つはずの効果を減じる、もしくは逆効果に働く危険性を持つということである。法を強制的に行使された保護者は、必ずやこころの傷を抱えていることを決して忘れてはならない。ある者は、なぜ我が子を取り上げられねばならなかったのかがわからず理解に苦しむだろう。またある者は、自分のしていたことは良くないこととわかりつつ、子どもの難しい行動にどう対処すればよいのかわからず、体罰こそが唯一それに処すことのできる方法だと長年信じていたので、混乱を来し、なかなか事態を受け入れられないということもあるであろう。このような場合、児童相談所による法的介入は、保護者に対し情緒的な混乱や怒りの気持ちを引き起こすこともあるであろう。その揺れ動く情緒と向き合うところから、虐待対応はスタートするのである。

保護者支援プログラムは、保護者の養育行動の改善が大きな目的の一つになる。しかしながら、長年形成されてきた養育行動を変化させることは、誰にとっても並大抵のことではない。それは、養育行動とは、子どもが生

まれてから、もしくはその前から、家族のおかれた環境を背景にして、それぞれの保護者の、感情や考え方の中で培われてきたものだからである。また、保護者自身が虐待を受けて、歪んだ養育モデルを持ち併せしまっている場合も多い。そのように様々な背景を持って培われてきた行動を変えていくには、高度なスキルが要求される。支援者個人の経験に加えて、行動変容のための心理療法の手法がふんだんに盛り込まれている保護者支援プログラムを綿密に施行することにより、それが達成される場合ももちろん多い。

そしてこれらのプログラムは、支援者の示す態度や、支援者と保護者との関係性が、その効果に大きな影響を及ぼすことは既にわかっている。常に暖かみを持ち、保護者に対して誠実であり、彼らを承認 (validation) し、彼らの養育行動からは不適切さを的確にキャッチし、その行動変容を、支援者と保護者の共同作業により、養育行動の変化を目指しながら、寄り添い続ける一貫した態度が、プログラムが本来持つはずの効果を引き出すための重要な要素となるのである。保護者が納得しないままにプログラムを行えば、保護者自身が、「支援者に自分の気持ちをわかってもらえない」「気持ちやそこに至ってしまった道筋を理解してもらえない」という、怒りやあきらめの気持ちを、支援者に対し抱くという可能性もあるのである。それは、困難事例をますます困難なものとしていってしまうことにつながるかもしれない。

行動変容を目的としたエビデンスのあるプログラムは、何らか認知行動療法の要素を含んでいることが多い。そして、認知行動療法は、セラピストとクライアントとの関係性が基盤となっており、それなくしては、決して行っってはならない心理療法である。また古今東西、いかなる心理療法プログラムも同様のベースが必要であることを否定する人はいないであろう。家族再統合においても、支援者と保護者の関係性が形成されないまま、プログラムが粛々と行われた場合、プログラムを続けることはむしろ、有害である可能性すらあるのである。

支援の中では、どのような局面であっても、保護者へ

の暖かな気持ちを持ち続け、寄り添い続けようとする  
ことは、支援者と保護者との関係性を構築することにつな  
がる。どの支援プログラムを選ぶにせよ、その基本をお  
ろそかにしてはならないであろう。

法的介入をしながら、一方で同じ機関、さらには同じ  
担当者が再統合に向けていかねばならないこともあると  
いう、我が国独特の実情を鑑みると、両者を一手に担わ  
ねばならない支援者や相談所の苦労は並々ならぬもの  
があるであろう。しかし、そういう中においてもやはり、  
支援者－保護者間の関係構築の重要性は、いかなる局面  
においても、常に念頭においておかねばならないこと  
である。プロクルステスのベッドのように、養育者を、特  
定のプログラムという、型にはまったベッドに無理矢理  
に合わせることは決してあってはならない。養育行動の  
変容は、養育者と支援者の両者が共に歩みながら、深く  
考え、そこで出された結論に基づいて実践していく、そ  
れを繰り返していく中で引き起こされ、定着していくも  
のである。そのために、様々な切り口を持つプログラム  
が存在している。保護者自身が、自らの行動を変えてい  
く主体者となっていくには、個々に合ったプログラムの  
実施、そして、その根底にある両者の関係が確固たるも  
のであること、もしくは、少なくともそこに向かってい  
ることは不可欠なことであろう。法的対応と関係性の構  
築、その両立は、極めて困難であると感じる支援者もい  
るかもしれないが、それを求めることなくしては、プロ  
グラムによる、保護者の養育行動に変化を求めることは  
困難であることは肝に銘じておかねばならない。

ただ一方で、現実には、関係を作るのがなかなか思う  
ように進まない場合もあるであろう。そのような時、最  
初から関係性が十分に構築されていなければプログラム  
を始めるべきではない、というのもまた、言い過ぎであ  
るように思う。矛盾して聞こえるかもしれないが、実際  
には、プログラムを実施する中で、関係性が構築され深  
まっていく場合もある。それは、プログラムの中に、関  
係性形成を意識した要素が組み込まれている場合には特  
にそうである。また、そのようなことを特に意識をして

作成されてはいないプログラムであったとしても、保護者がプログラムを受ける中で、それが自らの養育の助けになることを実感し、その結果、自分の問題に気づくこともある。もし保護者がそこまで達することができれば、(内心) 困っていた問題が自ら解決できるようにもなり、プログラムの効果を実感できるようになるのであろう。それはとりも直さず、それを実施する人間やそれを彼らに勧めた支援者に信頼を寄せることにつながる。そのことが、保護者—支援者間の関係性形成や信頼感を深め、保護者の養育行動を改善し、虐待的行動を減らすことになる場合もある。

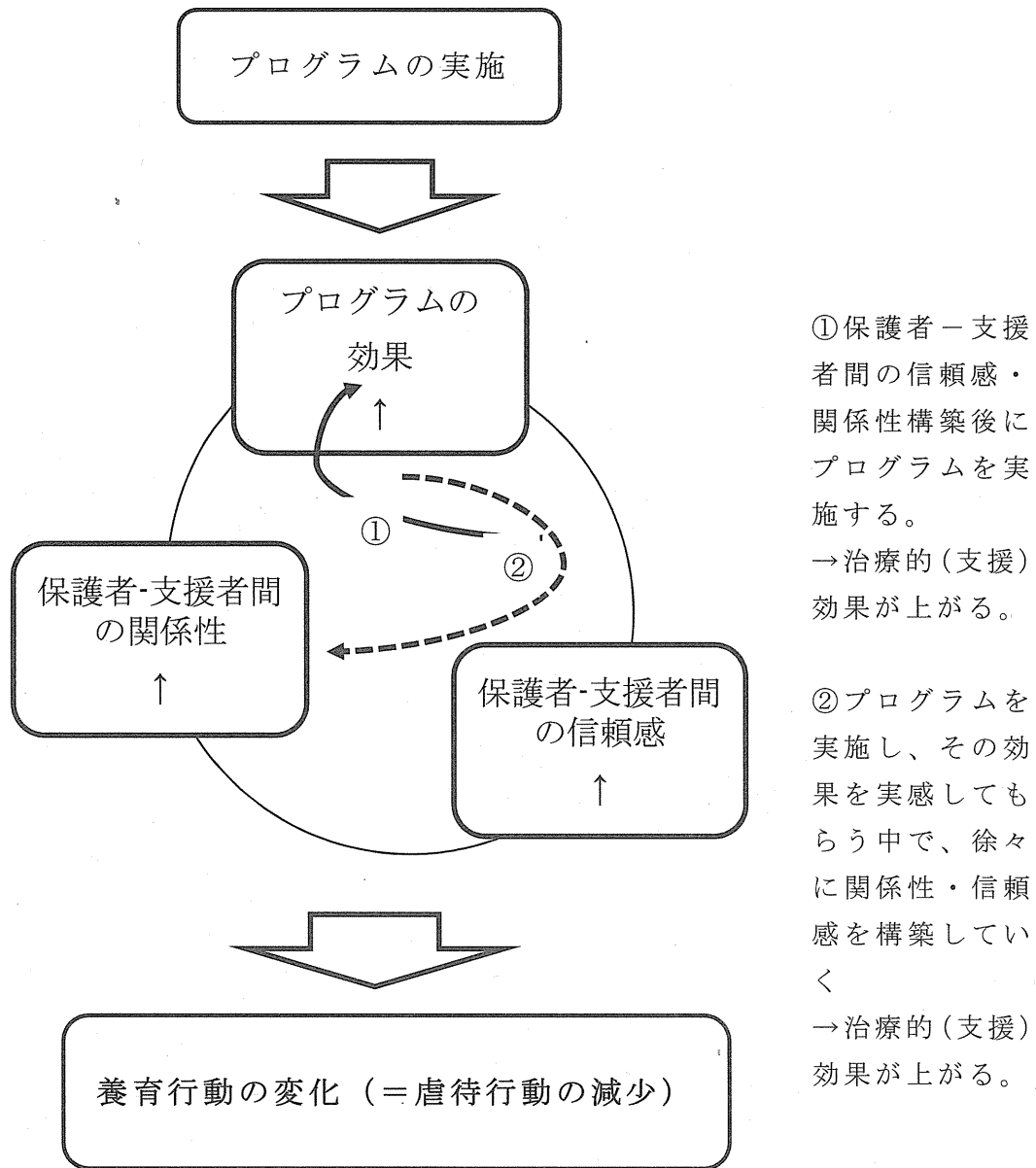
これらの前提の上で適切に実施されたプログラムは、いかに効果を発揮していくというのが原則とする考え方であるべきなのであろう。これらの関係を簡略化して下記の図に示す。

保護者—支援者間の関係を形成した後にプログラムを行うのか、プログラムを行ってその効果を実感してもらうことにより、関係性を構築し、さらに深めるのか、どちらの方法がより適切であるのかは、ケースによりけりなのであろう。しかし、どちらが先だとしても、支援者が、保護者との信頼感・関係性を形成し深めることを意識することは、支援のいかなる段階においても、一貫して忘れてはならないことであるのは言うまでもない。

\*本パートは、国立精神・神経医療研究センター・認知行動療法センター長の大野裕先生に一部ご助言をいただきました。大野先生には、心より感謝申し上げます。



図3. 保護者支援プログラムの実施を養育行動の変化に結びつける2つのプロセス



①保護者-支援者間の信頼感・関係性構築後にプログラムを実施する。  
→治療的(支援)効果が上がる。

②プログラムを実施し、その効果を実感してもらう中で、徐々に関係性・信頼感を構築していく  
→治療的(支援)効果が上がる。

原則は①だが、場合によっては②であっても良い。

## Ⅱ. 各論：各プログラムの活用

—課題と工夫の現状—

## 各論

### はじめに

本章では、各プログラムの運用にあたっての課題や留意点などに触れてゆくが、その前に、日本全体としての状況をふまえておくために、全国児童相談所の保護者支援プログラムの取り入れ状況を概観する。

保護者支援に関して、プログラムを行っているか他の方法を取っているかについて表2に示す。特定の方法のプログラム等を実施している場合が半数を超えた。厚労省マニュアルでの対応、自治体独自のマニュアルがそれぞれ3割台であった。保護者支援プログラム実施などの取り組みがしにくい理由は人手や時間の不足が主なものだった(図4)

導入しているプログラムの名称について図5に示す。コモンセンスペアレンティング(CSP)が44.0%で最多、サインズオブセーフティアプローチ(SoS)が26.0%でそれに次ぎ、精研式ペアレントトレーニングは13.0%であった。

プログラムが取り入れられていった様子を年次推移で表すと、図6になる。15年前より取り入れられ始め、最近数年の伸びが著しい事が分かる。プログラム実施上の課題について質問紙に自由記載されたものの内容を図示してまとめると、図7のようになる。

貴所の児童虐待事例の再統合等に当たっての親支援について、以下に当てはまるものがありましたら、いくつでも○をつけてください	
1	( 75(36.2%) )厚労省手引きなどを参照しつつ対応するにとどまっている
2	( 13(6.28%) )各児相独自のマニュアル等がある
3	( 69(33.3%) )各自治体独自のマニュアル等がある
4	( 116(56.0%) )特定の名称の援助技法や親プログラムなどを実施している
5	( 19(9.1%) )各所での独自の事業を実施している

図4 取り組みが展開しにくい理由

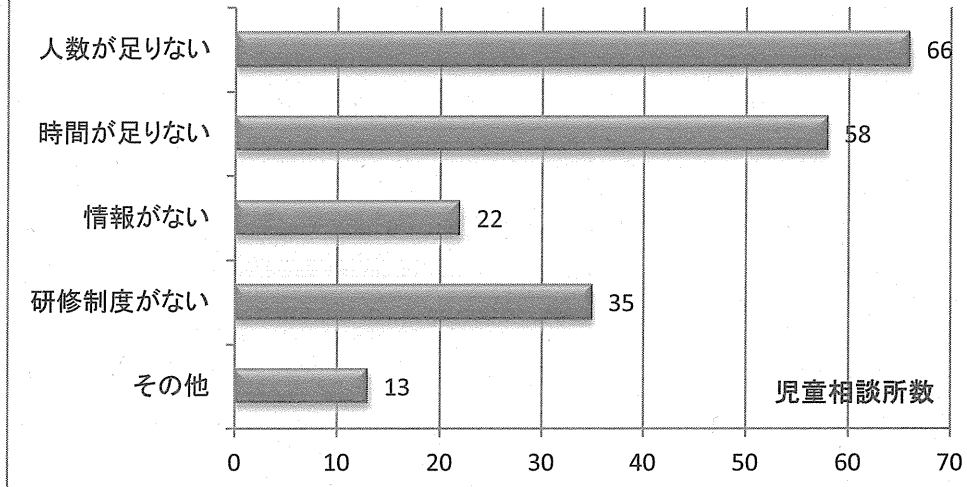


図5 取り組んでいるプログラム

